

# 「慰安婦」・公娼の境界と帝国の企み

ソノ  
宋 連玉

## はじめに

植民地近代（性）論は、帝国日本の朝鮮植民地支配を抵抗と支配の二項対立から捉えるのではなく、どちらにも属しなかった、いわゆるグレーゾーンにいる人びとまで含めた全容把握と評価をめざしたが、結果は朝鮮ナショナリズムを相対化し、個人の自己実現を主張した、言い換えると植民地近代の恩恵を被った一部の人びとにだけスポットライトが当てられている。植民地支配という状況から自由でありえなかった人びとの精神世界にまで立ち入って、その心の揺らぎの幅から植民地主義を捉えようとするには必ずしも成功しているとは言えない。

このような問題関心から「慰安婦」と公娼の境界をどこに設定すればいいのだろうか。両者の間に横たわるグレーゾーンをどう評価するべきか。

境界を設定することに意味があるとすれば、戦時下に性的に未経験な女性が暴力的に拉致されたという典型的なモデルケースを提示することにより、日本政府に対する戦争責任と戦後補償を求める運動を効果的に進める一方で、各被害者の住む地域の異なるジェンダーバイアスを超えて被害の非人道性をアピールし、内外世論の同情と共感が得られることであろう。

このように境界設定するということは、その時代と地域のジェンダーの価値や植民地主義認識から制約を受ける現実において、なおも戦争責任を追及する運動を進めるために戦術的に必要とされるところがあるだろう。

境界には空間的境界と時間的境界があるが、時間的な境界を設ければ、1945年で断絶させられて米軍基地周辺の売春の問題は排除されるし、空間的な境界を設定すれば日本、朝鮮、中国、台湾、沖縄、東南アジアで連続した視点が得られなくなる。

しかしながら「慰安婦」と公娼の境界設定は、戦後補償を要求する立場からだけでなく、国家の側でも政治的企みを隠すことにより国家的問責を免れるために必要である。

本稿で「慰安婦」と公娼の境界を問題にするのは、「慰安婦」の場合は典型的なモデルの設定で日本の国家的責任は問いやすくなるのに、なぜ公娼の場合は国家的責任が問えないのか、という疑問から発している。なぜ、国家に公認された商業的売春業、公娼制は、業者、売春女性、買春客のそれぞれの自己責任に基づいた選択であるかのように受け止められ、そこから国家の責任を問う発想はほとんど出てこないのだろうか。

境界を設定するということは、誰よりも帝国がもっとも必要とする政治的企てなのではないだろうか。

## 1. 脱からゆきさん言説

境界を設定する政治性について考察するヒントとして、本稿ではからゆきさんについての言説分析をしてみたい。

一般的な解釈として、からゆきさんとは19世紀後半に、東アジア・東南アジアに渡って、娼婦として働いた日本人女性のことであり、長崎県島原・熊本県天草出身の女性が多い、とされている（ウィキペディア <http://ja.wikipedia.org> 2011年7月26日アクセス）。

日本の敗戦後からゆきさんの記憶を呼びましたのは、森克己『人身売買—海外出稼ぎ女』（至文堂、1959年）、村岡伊平治『村岡伊平治自伝』（南方社、1960年）<sup>1)</sup>、宮岡謙二『娼婦 海外流浪記』（三一書房、1968）など男性の書いたものだったが、1970年代になると女性たちの手になる研究書やルポルタージュが出されるようになる。山崎朋子が1972年に記した『サンダカン八番娼館』（筑摩書房）は、当事者の家に身を寄せながら聞き取りしたものをもとにしたものだが、作品は多くの読者を得て、原作が映画化（『サンダカン八番娼館 望郷』熊井啓監督 東宝、1974年）されたために、からゆきさんの存在が広く知られるところとなった。続いて北九州在住の森崎和江が1976年に友人の養母で、からゆきさんだった女性の思いに寄り添いながら『からゆきさん』（朝日新聞社）を書く。天草地方での聞き取り調査と新聞資料などをもとにした森崎の手堅い仕事は、その後のからゆきさん研究に大きな影響力を及ぼす。森崎によれば、天草地方で海外へ出稼ぎする男女労働者を意味していたからゆきさんという言葉が、海外で売春する女性を特定するようになるのは、どの業種よりも売春業者の儲けが突出していたためである。また外国を意味していた「から」が、帝国日本の政治的膨張にともない、政治支配が及ぶようになった朝鮮などが除外され、やがて「南洋」（＝東南アジア）行きと同じ意味合いで使われるようになった。さらにはアジア・太平洋戦争期にはからゆきさんの範疇に「慰安婦」も含まれるようになった、ということだ。

このように、からゆきさんの意味するところが時代とともに変化したにもかかわらず、山崎作品が有名になったために、「南洋」の娼楼に出稼ぎに行った売春婦としてのイメージが社会的に広く流通し、いつしか定着するようになる。このイメージに修正を迫ったのが、倉橋正直の『北のからゆきさん』（共栄書房、1989年）である。そこでは日本人売春婦の行き先としては、東南アジアよりシベリア・満州の方が多かったことが明らかにされている<sup>2)</sup>。

そもそもからゆきさんという特定地域の言葉が、メディアにより時空間を超える共通語としての地位を与えられながら、同時に海外売春婦の主体を天草・島原出身者に限定したので、国内オリエンタリズムのまなざしでもって、性におおらかな辺境<sup>3)</sup>の野蛮性にすりかえられ、人身売買の被害者を国家犯罪として見る視点を得ることができなくなった。それに一役買ったのが海外で活動を展開していた娼婦運動家たちであり、彼／彼女たちの近代ナショナリズムから、「国家の恥さらし」である日本人「醜業婦」を島原・天草といった地域文化の特殊性に閉じ込めてしまおうとする心理を働かせた。

女性たちの海外渡航は目的地によっては密航という手段が取られたために、人身売買の被害者は密航婦とも呼ばれたが、巧妙な名称が国家の責任の所在を曖昧にすることになったと森崎は前掲書で鋭く批判する。前述の倉橋が、密航は少数の例外だと主張するように、女性たちの

海外渡航は人身売買・売春業者の連携の下に組織的に実現したものである。

1881年の外務省のパスポート発給記録（海外旅券下付返納表進達一件、明治13年、3.8.5.8.）を見ると、朝鮮、清国、ウラジオストクへ渡ったほとんどの女性の渡航目的は縫針稼、洗濯稼であり、年齢も20代前半である。また、1884年に仁川（朝鮮）領事が外務省に宛てて、この縫針稼、洗濯稼が売春の隠れ蓑になっていると報告したように、渡航目的を厳しく審査することもなく、黙認、あるいは承認し、パスポートが簡便に発給されていた。朝鮮へ渡航した吉原の売春業者などは渡航目的を商業として、養女も含めた一家がパスポートを得ている。

明治日本が推進した富国強兵策を下支えしたのは貧民兵士と「女工」・娼妓たちだが、近代的改編のもとで従来の生活権を失った人びとが近代的奴隷労働に編入され、さらにそこから排除された群衆が日本の膨張主義に沿って海外へ押し出されるようになる。

日露戦争に際し、バルチック艦隊の出現をいち早く通報したのはザンジバル群島（アフリカ、タンザニアの沖合）にいた日本人だと言われる（白石顕二『ザンジバルの娘子軍』冬樹社、1981年）。そのザンジバルにも日本人売春婦が「遠征」していたが、彼女たちのしたたかさが常々日本人男性によって侮蔑交じりの感嘆で語られてきた。しかしザンジバルとは、日本にとって今日の日米関係よりも従属的な関係にあったイギリスの保護領であった。日露戦争期に満州でロシア兵を相手に売春をした日本女性が、フランス人とアメリカ人の徴募人によりヨハネスブルグにまで送られていたことを勘案すると、女性たちの自発的な行動でアフリカにまで到達したとは思えない。序列化された帝国間のネットワークの上に、多くの日本人女性たちが移動した。帝国間、あるいは帝国と植民地の序列は、性売買においても序列化と国際分業をもたらし、女性たちの複雑な存在形態は国家的責任と切り離されたところで、時には軍事物として、時には人情物として物語化された。

帝国日本が関与、または黙認した売春管理はダブルスタンダードが巧みに使われていた<sup>4)</sup>。すなわち西欧の植民地には、売春業者が自由に営業している形式をとりながら、その利潤で外貨獲得し、日本が政治的に支配・占領する地域では早くから国家が黙許したり、管理する売春の在り方が浮かび上がる。また、同じ朝鮮内においても日本の専管租界と欧米諸国との共同租界とでは売春の在り方は異なった。

森崎和江の描いたからゆきさんは周辺部の地域限定の物語であるが、帝国日本の支配の及んだ領域で見れば、朝鮮と台湾、関東州での売春業に対する国家的統制と、東南アジアでの業者に任せた自由営業といったダブルスタンダードを並行させ、その時々的情勢によって国家的利益を打算し、国家の統制・介入を調節していたのである。経済的成功を夢見て主体的にからゆきさんになった女性であっても、国家の政治・外交政策という枠組みで踊らされていたのである。また1920年に海外娼娼令は制定しても、国内には1956年になって売春防止法を制定したダブルスタンダードも見逃してはいけない。

小村寿太郎外相が北米での日本人移民排斥を受けて「満韓移民集中論」（1909年）を唱えたが、売春に関しては日本領事館が1919年に英国海峡植民地政庁の求めにより管内からの日本人売春婦の追放を決定し、1920年には日本政府が海外での娼娼令を制定したために、日本人売春業が朝鮮・台湾・満州・中国といった東アジアへ拠点を移していく。

日本が1939年に国際連盟を脱退し、国際的に孤立すると、同盟国の植民地・占領地に拡大し

ていた日本人売春業は帝国日本の支配領域内へと収束していき、やがては戦争拡大とともに日本軍「慰安婦」制度の下に凝集される。島原・天草で「慰安婦」もからゆきさんと呼んだという事実は、生活実感から獲得した歴史の連続性であり、庶民の慧眼から可能だった境界の否定であろう。

「性におおらかな (=性に自堕落な)」「たくましくしたたかな (=野蛮な)」島原・天草の女性たち、といった地方文化の特殊性や「後進性」に閉じ込めようとする帝国のからゆきさん言説を解き、近い港から海外へ行ったからゆきさんと、農村から帝国のメガロポリスの遊郭へ売られた人身売買の犠牲者と、帝国日本の支配領域から戦地の慰安所へと連行された女性たち<sup>5)</sup>を、帝国日本による構造的性暴力の犠牲者として包括的に、かつ連続する人流として見る視点が求められる。

## 2. 名称に見られる政治性

果たして「慰安婦」と公娼の境界設定は可能だろうか。また、その間に横たわるグレーゾーンは存在しないのか。

グレーゾーンは地域や時期によって異なる様相を呈し、時には時系列で同一人物が横断することもある。例えば平安北道義州郡出身の朴日碩は1937年に上海で2000円の資本金でカフェを経営していたが、1940年に朴は新井日碩と創氏改名し、6万円の資本金で慰安所経営をしている<sup>6)</sup>。この頃に中国各地にいる日本人、朝鮮人に内務省から「慰安婦」徴募の通牒が出され、朴も応じたものと思われるが、朴の下で働いていた女給は軍「慰安婦」に組み込まれた可能性も大いにある。なぜなら朴の転業により、失職する女給たちの新たな就職は当時の状況からはきわめて困難だからである。しかも1932年からカフェ・バーの女給にも公娼と似た国家的な管理が進められ、性病検診も義務づけられていた。尹明淑は、朝鮮国外のカフェや料理店を経営していた接客業者は、日中戦争勃発後、新しい占領地に移り軍慰安所の経営に転業したと見ている<sup>7)</sup>。

日露戦争期に、戦場に近い北部朝鮮では兵站司令部が慰安所とも言える施設を兵士のために開設しているが、同時代の日本人男性は戦場のある外地で売春をする女性たちを娘子軍と呼んでいた。「勇敢なる娘子軍—いかなる僻村でも少し名ある邑には必ず曖昧な飲食店を1, 2軒見ぬところはなく、(中略)実にこの娘子軍は邦人発展の急先鋒で今や至る所に見受けざる所無きに至った、事の是非はさておき彼らの存在は居留民の永住思想に至った顕著の効力を有するとの事である」<sup>8)</sup>。

紅裙隊と呼ぶこともあったが、いずれにせよ戦争に不可欠な存在だという認識が軍隊を連想させる呼称を生み出したのであろう。それに対し近代の家族倫理とナショナリズムが国民の間に普及するにつれ、廃娼運動家たちの使った醜業婦やそれに類する呼称が民間で広く使われるようになる。日本内地での貸座敷は、日本の権力の及ばない地域のある時期において、料理店、料理屋、飲食店と、公娼・娼妓は芸妓、酌婦とカモフラージュして呼ばれた。その名称の曖昧さから日本人女性でさえ人身売買の餌食になるケースが後を絶たなかったと、当時の新聞が報じている。

韓国併合後の朝鮮で公娼制が導入され、日本内地と同様の貸座敷や娼妓といった名称が使われると、逆に売買春の在り方や娼妓の待遇、軍隊との関係が日本内地と同様であるかのような錯覚にとらわれ、誤った解釈は今日なお修正されていない。1930年に『全国遊廓案内』（日本遊覧社）が出版され、日本列島の遊廓は言うまでもなく、台湾、朝鮮、関東州の遊廓までが網羅されて紹介されているが、この本を単に性売買を目的とした観光ガイドブックとしてだけ見るのではなく、軍隊「慰安所」的な遊廓ですら、東京の吉原のような典型的な商業売春施設と錯覚させるポリテクスを内包するものと見るべきである。

言葉の異同により与えられる先入観や偏見、あるいは誤解は政治が企むところであるが、それによって引かれる境界で被害者どうしが分断される。日本の敗戦後に出現した RAA, 韓国における米兵向けの R&R, 朝鮮戦争時の「慰安婦」なども女性への構造的性暴力の実態や連続、連鎖を見えなくする、暴力的とも言える政治的用語である。

## おわりに

慰安婦制度と公娼制とでは明確な境界が存在するという主張がある。公娼制度では市民法が適用され、慰安所では軍法が適用されたことがその根拠となっている。しかし軍事的占領下におかれた朝鮮の、しかも支配者の言葉や文字に通じない、日常的な情報からも遮断されていた朝鮮人娼妓に市民法など適用されることがあったのだろうか。また日中戦争期の朝鮮が戦場ではない、ということで朝鮮において平時の市民法が適用されたと言えるだろうか。

朝鮮は天皇に直属した朝鮮総督府の下に植民地支配され、総督は現役の陸海軍大将が歴任した。日清戦争が日中 50 年戦争の幕開けだった<sup>9)</sup>ように、朝鮮から見ると日本との関係は決して 15 年戦争ではなく、50 年戦争なのであり、その間は継続した戦時、または準戦時だったのである。公娼制が導入されたと言っても、いわゆる江戸時代から栄えてきた商業型の吉原の遊廓をイメージすると、植民地下の朝鮮の公娼制度は言うまでもなく、日本の近代軍隊が出現することで開けた地域の公娼制も実態を把握することができなくなる。

名称の異同により境界を設けようとする企みやそれによって生じる誤謬は過去だけのものではない。例えば沖縄の基地が強調されることで、いわゆる本土の横須賀や岩国の米軍基地の重要性や自衛隊の規模や実態が不可視にされる、という陥穽を指摘せざるを得ない。

韓国では朴正熙の軍事独裁政権時代、米兵と韓国兵の「慰安」のため、外貨獲得のための日本人男性向けの疑似公娼制が存在した。それ以上に抑圧的な軍事独



サイゴン在住のからゆきさん  
仏領インドシナの切手やサイゴンのハンコが押されている

裁政治にあった帝国日本も軍人・兵士のために公娼制を整備し、軍を維持する経済を近代的性奴隷労働が生む利潤で支えた。公娼制の政治的・経済的機能は過小評価できるものではない。明治期の日本は平時にあったのではなく、常に戦争を戦うか、戦争準備の体制にあったことを鑑みると、日本「内地」においてもどれほど市民法が遵守されたと言えるだろうか。

境界を設定することで国家を免責しようとする企みに対し、境界のありかと同時にその曖昧さを捉えることが重要である。そうすることで植民地近代が内包した暴力性を明らかにできるだろう。

冷戦期には韓国などの周辺の軍事政権が日本本土の軍事的負担を担ってきたために平和憲法が支えられてきたという指摘どおり（田中伸尚『憲法九条の戦後史』岩波書店、2005年）、沖縄と朝鮮半島の分断を不問に付す日本国憲法9条を守る運動は、植民地主義への批判を欠落させたものである。帝国日本の支配が及んだ領域と、50年（あるいはその後の朝鮮戦争や分断を考えると140年<sup>10)</sup>）というスパンの構造的性暴力の全容を捉えながら、公娼制と慰安婦制度の内実を追っていかなければならない。精緻な仕事による真相究明とそこから生まれる新たな視点で、分断を図る帝国の企てを拒絶し、植民地主義の克服を可能にするだろう。

## 注

- 1) 村岡伊平治（1867 - 1945）はシンガポールやマニラで女衞、遊廓経営者として名を馳せた人物。大正初期までは隆盛を誇ったが、海外廃娼令などにより事業不振に陥り、日本に引き揚げる。今村昌平によって村岡の自伝をもとにした映画『女衞』が1987年（東映＝今村プロダクション）に制作されている。
- 2) 倉橋正直は「東アジアの売春婦たち」というコラム（『東アジア近現代通史』第2巻2011年）で、「国外にまで売春婦を送り出すかいは、貧しさの度合いではなく、当該国における商品経済の発展の程度で決まる」と述べている。多くの朝鮮人女性が植民地期に売春婦として朝鮮の外へ売り出されるようになるが、植民地主義の観点を欠除した倉橋の主張通りに、この歴史的事象の背景や理由を商品経済の発展で捉えると、皮肉なことに植民地近代の実相が見えてくる。
- 3) からゆきさんの海外渡航の動機を受動的要因のみでとらえようとする研究に対し、能動的な選択による出稼ぎの側面を指摘する研究もある（嶽本新奈「「からゆき」という歴史的事象創出の背景」『言語社会』第2号、一橋大学、2008年）。
- 4) 浅田進史は植民地主義と自由主義の関係性を示唆する（『ドイツ統治下の青島—経済的自由主義と植民地社会秩序』東京大学出版会、2011年）。
- 5) 倉橋克人「「からゆき」と婦人矯風会—九州の一地域女性史の視角から（1）」（『キリスト教社会問題研究』同志社大学人文科学研究所、2002年）によると、九州や東北地方出身の娼妓は、その方言の「難解さ」から国内買春市場における商品価値が低く、それが海外への出稼ぎを促進する一つの要因となたとされる。
- 6) 楊昭全編『関内地区朝鮮人反日独立運動資料集編・上册』（遼寧民族出版社、1987年）
- 7) 尹明淑『日本の軍隊慰安所制度と朝鮮人軍隊慰安婦』明石書店、2003年。
- 8) 『朝鮮新報』1906年11月22日。
- 9) 原田敬一『日清戦争』吉川弘文館、2008年。
- 10) 慎蒼宇「朝鮮半島の「内戦」と植民地の「戦争」—韓国軍事体制の系譜—」（『2011年度歴史学研究会大会』報告 青山学院大学、5月22日）